

## 国民年金保険料の未納を防ぐために免除・納付猶予制度の申請を

国民年金の保険料は毎月納付していただく必要がありますが、失業や収入の減少などにより保険料の納付が難しくなることもあります。このような際に保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、本人からの申請により保険料の納付が「免除」または「猶予」となる制度がありますので、ぜひご利用ください。

### ○保険料免除制度とは・・・

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合、保険料が全額免除または一部免除となります。

なお、一部免除は減額された保険料を納めないで未納期間となりますので必ず納めてください。

### ○納付猶予制度とは・・・

50歳未満の方（※）で本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

※平成28年6月以前は30歳未満であった期間が対象となります。

### ○免除を受けるための「所得」の目安

【単位：万円】

世帯構成	免除等の種類	全額免除 納付猶予	一部免除		
			4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 (夫婦、子ども2人の場合)		162 (257)	230 (354)	282 (420)	335 (486)
2人世帯 (夫婦のみの場合)		92 (157)	142 (229)	195 (304)	247 (376)
単身世帯		57 (122)	93 (158)	141 (227)	189 (296)

※表は標準的なモデルをもとに計算しています。

( )内は収入額

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますので、ご了承ください。

### ○申請できる期間は？

平成30年度の申請は平成30年7月1日から開始され、平成30年7月から平成31年6月までの期間を対象として審査を行います。

また、2年1カ月前までさかのぼっての申請が可能です。

### ○申請方法は？

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を役場保健福祉課の国民年金担当窓口または年金事務所に提出してください。(郵送による手続きも可能です)

※退職(失業)した人が申請を行う場合は、退職(失業)したことを確認できる書類(雇用保険受給者証や雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し)を添付していただくことにより、特例による審査を受けることができます。

### ○免除された保険料は、あとから納めることができます。

免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合は保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなってしまう可能性があります。これを補うために10年以内であれば、あとから保険料を納めることで、従来どおりの額の年金を受け取ることができるようになります。(この制度を「追納制度」といいます。)

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115 (内線166) 告知端末機：5-8813